

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年12月19日（平成28年（行情）諮問第728号）

答申日：平成30年3月7日（平成29年度（行情）答申第505号）

事件名：「国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律」に関して行政文書ファイル等につづられた文書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「『国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律』（以下「支援法」という。）に関して、その業務のために行政文書ファイル等につづられた文書の全て（前回開示請求で特定された後につづられた文書の全て）。\*『行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令』別表でいう『七 電磁的記録』があれば、それを希望。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙1に掲げる312文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年6月30日付け防官文第12521号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

##### （1）審査請求書

ア 他にも文書が存在するものと思われる。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

そこで本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

イ 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

## （2）意見書

ア 処分庁では変更履歴情報等が存在しても開示対象と扱わずに処分を行っている。

諮問庁は理由説明書で、本件対象文書の履歴情報等について「防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく」と主張している。

ところが平成28年7月1日付け書状及び同年7月15日付け書状によれば、開示実施の担当窓口では、変更履歴情報等について付随を避ける措置を施した上で、複写の交付を行っていると説明している。

この説明によれば、処分庁は変更履歴情報等が存在しても開示対象と扱わずに開示決定等を行っているのである。

本状から推測するに、おそらく開示実施を直接担当している職員は、変更履歴情報等が開示対象になり得るという事実を知らずに開示実施を遂行しているものと思料される。

そこで改めて変更履歴情報等の有無を確認するとともに、その情報について開示決定等やり直すべきである。

イ 総務省の法解釈に従えば、開示請求時の電磁的記録形式で文書が特定・開示されなければならない。

本件審査請求と同様の、開示請求時に行政機関が保有する電磁的記

録形式で文書を特定すべしとの異議申立てに対して、法の所管官庁である総務省は、Word形式で保有する文書を特定し、開示するとの決定を行っている。

これが法の正しい解釈であり、諮問庁は独善的な法解釈を改め、所管官庁の解釈に従って文書の特定・開示を行うべきである。

また諮問庁も過去における開示決定（平成25年12月25日付け防官文第17119号）でWordファイルを特定・明示しているので、特定・開示において何ら支障は生じないはずである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 理由説明書

##### (1) 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を内閣官房国家安全保障局が特定した上で移送を受けた。

本件開示請求については、平成27年6月30日付け（同日付け受理）で内閣官房国家安全保障局長宛てに開示請求があり、法11条を適用して平成28年6月30日まで開示決定等の期限を延長し、まず、平成27年8月28日付け閣安保第439号により、内閣官房国家安全保障局長が先行開示文書について開示決定処分を行った後、法12条1項の規定により平成28年5月24日付け閣安保第322号により処分庁宛てに開示請求が移送され、平成28年6月30日付け防官文第12521号により、本件対象文書について法5条6号に該当する部分を不開示とする原処分を行った。

##### (2) 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別紙2のとおりである。

##### (3) 審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、本件対象文書の電磁的記録はPDFファイル形式とは異なるいわゆる文書作成ソフトであり、PDFファイル形式以外の電磁的記録を特定している。

なお、審査請求人は処分庁が原処分における行政文書開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の記録形式まで明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の

規定はないことから、原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の記録形式は明示していない。

イ 審査請求人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定するよう求めるとともに、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような『本件対象文書の内容と関わりのない情報』との処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、「本件対象文書と関わりのない情報」についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、本件対象文書の履歴情報やプロパティ情報等については、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

ウ 審査請求人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複製の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複製には欠落している可能性がある。」として、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複製しているか確認するよう求めるが、本件対象文書と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。

エ 審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、原処分の取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が別紙2のとおり同条6号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

オ 以上のことから、審査請求人の主張はいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

## 2 補充理由説明書

(1) 文書149, 150, 152ないし154, 156, 158, 159, 161, 163, 165, 167, 169, 171, 173, 175, 177, 179, 181, 183, 191, 194, 196, 198, 200, 202, 206, 208, 210, 212, 259及び292のそれぞれの不開示部分には職員の連絡先に関する情報が記載されており、公にすることにより緊急用及び部内外の電話番号が明らかとなれば、いたずらや偽計等に使用される等、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号に該当するため不開示としたが、職員の自宅の電話番号については、個人に関する情報でもあって、特定の個人を識別することができることから、法5条1号の不開示事由を追加する。

(2) 理由説明書(上記1(3)ア)で、「本件対象文書の電磁的記録はPDFファイル形式とは異なるいわゆる文書作成ソフトであり、PDFファイル形式以外の電磁的記録を特定している。」を「本件対象文書の電磁的記録はPDFファイル形式又はPDFファイル形式とは異なるいわゆるプレゼンテーションソフト若しくは文書作成ソフト若しくは表計算ソフトにより作成された文書であり両形式の電磁的記録を特定している。」に訂正する。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年12月19日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成29年1月20日 審議
- ④ 同年2月7日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 平成30年1月31日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑥ 同年2月9日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑦ 同年3月5日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙1に掲げる312文書である。

審査請求人は、原処分取消し及び本件対象文書のPDF形式以外の電磁的記録の特定を求めており、諮問庁は、本件対象文書の一部が法5条6号に該当するとして不開示とした原処分について、同条1号の不開示理由を追加した上で原処分を妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

##### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件対象文書は、支援法に関して、その業務のために行政文書ファイル等につづられた文書の全て(前回開示請求で特定された後につづられた文書の全て。)である。

なお、本件開示請求書中の「前回開示請求」とは、平成27年5月18日付けで内閣官房内閣総務官室が受理した「『国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律』に関して、その業務のために行政文書ファイル等につづられた文書の全て。\*『行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令』別表でいう『七 電磁的記録』があれば、それを希望。」との別件開示請求であると解し、本件開示請求においては、同

別件開示請求が受理された翌日である同月 19 日以降に作成又は取得した行政文書を特定した。

イ 支援法は、いわゆる平和安全法制関連 2 法の一つであり、内閣官房、内閣府、外務省及び防衛省等が協力して法案の策定作業を行った。

ウ 本件対象文書のうち、別紙 1 の文書 66、文書 72 ないし文書 77、文書 86、文書 105、文書 125、文書 143 ないし文書 216、文書 218 ないし文書 290、文書 292、文書 293、文書 295 ないし文書 302 及び文書 304 ないし文書 312 については、いわゆるプレゼンテーションソフト、文書作成ソフト又は表計算ソフトによるデータを保有しており、本件請求文書に該当する文書としてこれらを特定している。

エ 文書 67 ないし文書 71、文書 97 ないし文書 100、文書 126 ないし文書 142 及び文書 217 については、内閣官房国家安全保障局から入手した PDF 形式の電磁的記録を特定したものであり、それ以外の電磁的記録は保有していない。

オ 文書 78 ないし文書 82、文書 84、文書 88、文書 96、文書 106 ないし文書 108、文書 111 ないし文書 119、文書 121 ないし文書 124、文書 294 及び文書 303 については、その原稿を防衛省内部部局の担当者が PDF 形式以外の電磁的記録として作成したが、作成後に誤編集防止の観点から PDF 形式の電磁的記録で保存することとし、原稿である PDF 形式以外の電磁的記録については廃棄した。

カ 文書 1 ないし文書 65、文書 83、文書 85、文書 87、文書 89 ないし文書 95、文書 101 ないし文書 104、文書 109、文書 110、文書 120 及び文書 291 については、紙媒体をスキャナで読み取った PDF 形式の電磁的記録であり、それ以外の電磁的記録は保有していない。

(2) 文書 1 ないし文書 65、文書 67 ないし文書 71、文書 78 ないし文書 85、文書 87 ないし文書 104、文書 106 ないし文書 124、文書 126 ないし文書 142、文書 217、文書 291、文書 294 及び文書 303 の電磁的記録の入手経緯に係る諮問庁の上記 (1) エないしカの説明を踏まえると、これらの文書について、PDF 形式以外の電磁的記録を保有していない旨の諮問庁の説明が不自然、不合理とはいえず、他に本件対象文書以外の電磁的記録の存在をうかがわせる事情も認められないことから、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書（電磁的記録）を保有しているとは認められない。

### 3 不開示情報該当性について

別紙 2 に掲げる不開示部分には、政府関係者の自宅の電話番号並びに国

の機関の非公表の電話番号及び政府関係者の公用の携帯電話番号が記載されている。

(1) 個人に関する情報について

別紙2に掲げる不開示部分のうち、政府関係者の自宅の電話番号については、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められず、さらに、個人識別部分に該当すると認められ、法6条2項による部分開示の余地はないことから、同号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(2) 国の機関の非公表の電話番号等について

別紙2に掲げる不開示部分のうち、国の機関の非公表の電話番号及び政府関係者の公用の携帯電話番号については、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 付言

本件開示請求書には、「前回開示請求で特定された後につづられた文書の全て」との文言が記載されており、本件開示請求者は、過去に自身が開示を受けた文書については本件開示対象から除外することを希望する趣旨であったものと認められる。

このような場合には、開示請求者に当該開示請求の趣旨を確認した上で、「前回開示請求」といった文言ではなく、過去の開示決定の文書番号等を明示させるなど、請求文言の補正を求めるのが相当である。

本件においては、内閣官房国家安全保障局長が先行開示決定を行った後に移送を受けた処分庁が、かかる補正を行うことは困難であったと認められるが、今後、開示請求を受けた行政機関においては、上記を踏まえ、情報公開制度に関する事務処理の適正化を図ることが望まれる。

6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条6号に該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が、不開示とされた部分は同条1号及び6号に該当することから不開示とすべきとしていることについては、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部

分は、同条1号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久



別紙 1

- 文書 1 国際社会の平和及び安全を確保するための諸外国の軍隊等に対する支援に関する法律（仮称）
- 文書 2 捜索救助活動中の協力支援活動の具体的内容について（国際平和機支援法案）（平成 27 年 3 月 12 日 内閣官房国家安全保障局 国際平和協力法制班）
- 文書 3 後方支援新法（政令への委任）—内閣法制局説明用資料—（平成 27 年 3 月〇〇日 内閣官房国家安全保障局 国際平和協力法制班）
- 文書 4 本法案において手当に関する規定を設けない理由（平成 27 年 3 月 日 内閣官房国家安全保障局 国際平和協力法制班）
- 文書 5 武器使用規定
- 文書 6 第一条（目的）：国際支援協力法（国際協力に関連する法律の目的規定の例）（平成 27 年 3 月 17 日 内閣官房国家安全保障局 国際平和協力法制班）
- 文書 7 【案】国際平和支援法（仮称）（物品の提供）—内閣法制局説明用資料—（平成 27 年 3 月 17 日 内閣官房国家安全保障局 国際平和協力法制班）
- 文書 8 協力支援活動としての物品の提供（役務の提供との関係）について（国際平和支援法案）（平成 27 年 3 月 日 内閣官房国家安全保障局 国際平和協力法制班）
- 文書 9 国際社会の平和及び安全を確保するための諸外国の軍隊等に対する支援等に関する法律（仮称）
- 文書 10 「基地に関する業務」について（米軍行動関連措置法，周辺事態安全確保法，自衛隊法，国際平和協力法，国際平和支援法案共通）（平成 27 年 3 月 19 日 内閣官房国家安全保障局 国際平和協力法制班）
- 文書 11 国際社会の平和及び安全に対する脅威の除去その他の国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置に関する法律（仮称）
- 文書 12 国際社会の平和及び安全に対する脅威の除去その他の国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置に関する法律（仮称）
- 文書 13 国際社会の平和及び安全に対する脅威の除去その他の国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置に関する法律（仮称）
- 文書 14 国際社会の平和及び安全に対する脅威の除去その他の国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置に

関する法律（仮称）

- 文書 1 5 「協力支援活動の実施に当たって」と規定する意味について（第 1 2 条関連）（2 7 . 3 . 2 4 内閣官房 国家安全保障局）
- 文書 1 6 国際社会の平和及び安全に対する脅威の除去その他の国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置に関する法律
- 文書 1 7 国際社会の平和及び安全に対する脅威の除去のために国際連合憲章の目的達成に合致して行われる諸外国の活動に対して我が国が実施する措置に関する法律
- 文書 1 8 国際社会の平和及び安全に対する脅威の除去のために国際連合憲章の目的達成に合致して行われる諸外国の活動に対して我が国が実施する措置に関する法律
- 文書 1 9 国際社会の平和及び安全に対する脅威の除去のために国際連合憲章の目的達成に合致して行われる諸外国の活動に対して我が国が実施する措置に関する法律
- 文書 2 0 国際社会の平和及び安全に対する脅威の除去のために国際連合憲章の目的達成に合致して行われる諸外国の活動に対して我が国が実施する措置に関する法律 用例集（内閣官房国家安全保障局 国際平和協力法制班）
- 文書 2 1 国際社会の平和及び安全に対する脅威の除去のために国際連合憲章の目的達成に合致して行われる諸外国の活動に対して我が国が実施する措置に関する法律
- 文書 2 2 国際社会の平和及び安全に対する脅威の除去のために国際連合憲章の目的達成に合致して行われる諸外国の活動に対して我が国が実施する措置に関する法律
- 文書 2 3 国際社会の平和及び安全に対する脅威の除去のために国際連合憲章の目的達成に合致して行われる諸外国の活動に対して我が国が実施する措置に関する法律
- 文書 2 4 国会の承認に期間制限を設ける閣法の例について（平成 2 7 年 4 月 2 日 内閣官房国家安全保障局 国際平和協力法制班）
- 文書 2 5 国際社会の平和及び安全に対する脅威の除去のために国際連合憲章の目的達成に合致して行われる諸外国の活動に対して我が国が実施する措置に関する法律
- 文書 2 6 国際社会の平和及び安全に対する脅威の除去のために国際連合憲章の目的達成に合致して行われる諸外国の活動に対して我が国が実施する措置に関する法律
- 文書 2 7 ①「対処」ではなく「対応」の用語を使用することについて（第 1 条等関係）（平成 2 7 年 4 月 3 日 内閣官房国家安全保障局 国際

平和協力法制班)

- 文書 2 8 国際平和共同対処事態に際して行われる諸外国の活動に対して我が国が実施する協力支援活動等に関する法律（追加用例）
- 文書 2 9 国際平和共同対処事態に際して行われる諸外国の活動に対して我が国が実施する協力支援活動等に関する法律
- 文書 3 0 国際平和共同対処事態に際して行われる諸外国の活動に対して我が国が実施する協力支援活動等に関する法律
- 文書 3 1 国際平和共同対処事態に際して行われる諸外国の活動に対して我が国が実施する協力支援活動等に関する法律
- 文書 3 2 国際平和共同対処事態に際して行われる諸外国の活動に対して我が国が実施する協力支援活動等に関する法律
- 文書 3 3 ①継続審査等の流れについて（第 5 条及び第 6 条関係）（平成 2 7 年 4 月 7 日 内閣官房国家安全保障局 国際平和協力法制班）
- 文書 3 4 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（追加用例）
- 文書 3 5 「国会の関与については、対応措置の実施につき国会の事前承認を基本とすること」に関する立法例
- 文書 3 6 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律
- 文書 3 7 基本計画に記載する事項について（第 4 条第 2 項第 1 号及び第 2 号関係）（平成 2 7 年 4 月 9 日 内閣官房国家安全保障局 国際平和協力法制班）
- 文書 3 8 「（・・・をいう。以下同じ。）」等の規定に関する整理表
- 文書 3 9 旧平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法に基づく対応措置の結果 平成 2 0 年 1 月
- 文書 4 0 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律
- 文書 4 1 国際平和協力等に関する特別委員会議録第四号 平成四年六月十日
- 文書 4 2 国際平和協力等に関する特別委員会議録第五号 平成四年六月十一日
- 文書 4 3 議員立法と内閣立法の相違に関する一考察
- 文書 4 4 物品の提供についての各法律の規定内容
- 文書 4 5 イラク人道復興支援特措法に基づく対応措置に関する基本計画
- 文書 4 6 南スーダン国際平和協力業務実施計画
- 文書 4 7 東ティモール国際平和協力業務実施計画

- 文書 4 8 平成 2 7 年 4 月 1 7 日 「賠償請求権」と規定せず、「請求権」と規定する理由いかん
- 文書 4 9 平成 2 7 年 4 月 2 2 日 新法案文
- 文書 5 0 平成 2 7 年 4 月 2 3 日 新法案文 その 1
- 文書 5 1 平成 2 7 年 4 月 2 3 日 新法案文 その 2
- 文書 5 2 平成 2 7 年 4 月 2 3 日 新法案文 その 3
- 文書 5 3 平成 2 7 年 4 月 2 6 日 新法案文
- 文書 5 4 平成 2 7 年 4 月 2 7 日 新法案文
- 文書 5 5 平成 2 7 年 4 月 2 8 日 新法案文 その 1
- 文書 5 6 平成 2 7 年 4 月 2 8 日 新法案文 その 2
- 文書 5 7 平成 2 7 年 4 月 2 8 日 内閣総理大臣の具体的な所属及び国際平和協力支援活動法の所管について
- 文書 5 8 平成 2 7 年 4 月 2 9 日 新法案文
- 文書 5 9 平成 2 7 年 4 月 3 0 日 新法案文
- 文書 6 0 新法読替表 1 1 条
- 文書 6 1 平成 2 7 年 5 月 8 日 新法案文
- 文書 6 2 新法三段表
- 文書 6 3 閣議請議書 原本
- 文書 6 4 法制局論点集 細目
- 文書 6 5 法制局論点集 本体（支援法）
- 文書 6 6 イラク特措法に基づく自衛隊の活動の詳細，特に航空自衛隊の安全確保支援活動の詳細
- 文書 6 7 丸山穂高議員による指摘事項（平成 2 7 年 6 月 1 9 日 内閣官房）
- 文書 6 8 平成 2 7 年 6 月 1 日の後藤祐一議員の指摘事項について（平成 2 7 年 6 月 1 9 日 内閣官房）
- 文書 6 9 参議院議員福島みずほ君提出戦争法案に関する質問主意書
- 文書 7 0 参議院議員福島みずほ君提出戦争法案における諸「事態」に関する質問主意書
- 文書 7 1 参議院議員福島みずほ君提出戦争法案における集団的自衛権等に関する質問主意書
- 文書 7 2 担当局長・審議官リスト
- 文書 7 3 支援メニュー一覧
- 文書 7 4 関連条文の抜粋 3（国会の関与）
- 文書 7 5 支援活動の具体的内容（重要影響事態法及び国際平和支援法）
- 文書 7 6 イラク人道復興支援特措法における実施要項の概要
- 文書 7 7 自衛隊の国際平和協力活動の実績について ～テロ特措法，イラク特措法，PKO等～
- 文書 7 8 旧テロ対策特措法に基づく協力支援活動等の実績・イラク人道復興

## 支援特措法に基づく活動の実績

- 文書 7 9 イラクへ携行している武器
- 文書 8 0 自衛隊のイラク派遣に関する予算等の状況
- 文書 8 1 テロ対策特措法に基づく協力支援活動等にかかる予算等の状況
- 文書 8 2 補給実績データ（補給支援活動にかかる予算等の状況）
- 文書 8 3 イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法に基づく対応措置の結果
- 文書 8 4 旧テロ対策特措法に基づく協力支援活動等の実績・イラク人道復興支援特措法に基づく活動の実績
- 文書 8 5 イラクへ携行した武器
- 文書 8 6 イラク人道復興支援特措法に基づく対応措置の結果に関する国会報告の概要
- 文書 8 7 航空自衛隊部隊の任務運航実績（年度別）
- 文書 8 8 平成 20 年 4 月 18 日 衆・外務委 高村外務大臣答弁
- 文書 8 9 答弁書第一四一号 内閣参質一六九第一四一号 平成二十年六月十三日
- 文書 9 0 質問第一四一号
- 文書 9 1 平成 18 年（ネ）第 1065 号 自衛隊のイラク派兵差止等請求控訴事件 判決
- 文書 9 2 平成 19 年（ネ）第 58 号 自衛隊のイラク派兵差止等請求控訴事件 判決
- 文書 9 3 平成 18 年（ネ）第 499 号 自衛隊のイラク派兵差止等請求控訴事件 判決 1 / 2
- 文書 9 4 平成 18 年（ネ）第 499 号 自衛隊のイラク派兵差止等請求控訴事件 判決 2 / 2
- 文書 9 5 名古屋高裁判決
- 文書 9 6 自衛隊の海外派遣に関する執行実績の例
- 文書 9 7 イラク人道復興支援特措法に基づく対応措置に関する基本計画
- 文書 9 8 テロ対策特措法に基づく対応措置に関する基本計画
- 文書 9 9 艦艇搭載ヘリコプター用燃料の給油実績（国別・月別）
- 文書 100 テロ特措法に基づく活動等に係る経費について
- 文書 101 イラク特措法に基づく派遣（出典：平成 21 年 7 月国会報告資料からの抜粋）
- 文書 102 補足：イラク特措法に基づく航空自衛隊の活動（輸送機の数）  
（出典：平成 21 年 7 月国会報告資料からの抜粋）
- 文書 103 テロ対策特措法に基づく派遣（出典：平成 20 年 1 月国会報告資料からの抜粋）
- 文書 104 テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別

措置法に基づく派遣（出典：平成22年4月国会報告資料からの抜粋）

- 文書105 自衛隊の海外派遣に関する執行実績の例
- 文書106 テロ対策特措法に基づく協力支援活動等にかかる予算等の状況
- 文書107 自衛隊のイラク派遣に関する予算等の状況
- 文書108 補給実績データ（補給支援活動にかかる予算等の状況）
- 文書109 テロ対策特措法 基本計画・実施要項の改正経緯
- 文書110 イラク人道復興支援特措法 基本計画・実施要項の改正経緯
- 文書111 イラク人道復興支援特措法における実施要項の概要
- 文書112 陸上自衛隊サマーワ宿营地及びその周辺における事案
- 文書113 航空自衛隊部隊の任務運航経路・状況等
- 文書114 平成16年11月25日 衆・テロ特委 大野防衛庁長官答弁
- 文書115 インド洋における補給支援活動の実績（テロ対策特措法・補給支援特措法）
- 文書116 平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法
- 文書117 イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法
- 文書118 テロ対策特措法に基づく派遣（出典：平成20年1月国会報告資料からの抜粋）
- 文書119 テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法に基づく派遣（出典：平成22年4月国会報告資料からの抜粋）
- 文書120 自衛隊のイラク派遣に関する予算等の状況
- 文書121 自衛隊が海外派遣において民間業者を利用した主な実績
- 文書122 特措法に基づく活動実績
- 文書123 イラク人道復興支援特措法に基づく自衛隊の派遣者数
- 文書124 イラク業務支援隊及び後送業務隊の隊員の主な派遣元駐屯地について
- 文書125 主な自衛隊の行動
- 文書126 国会の関与に関する条文
- 文書127 ○国際平和支援法 他
- 文書128 平和安全法制整備法：我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律
- 文書129 「IS（イスラム国）の空爆支援，後方支援が可能となる国連の非難決議の一覧表」 平成27年6月3日 内閣官房国家安全保障

局

- 文書130 安保理決議第2170号(英文)
- 文書131 安保理決議第2199号(英文)
- 文書132 国際平和支援法(基本計画の変更と国会承認) 平成27年4月  
24日 内閣官房
- 文書133 今回の法整備で可能となる事項と平素の共同訓練
- 文書134 6月5日民主党部会での質問事項
- 文書135 6月9日民主党部会での質問事項
- 文書136 ISIL関連安保理決議
- 文書137 国際平和支援法
- 文書138 平成27年6月2日 外交防衛【未定稿】
- 文書139 平成27年6月5日 衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制  
に関する特別委員会速記録(議事速報)
- 文書140 平成27年6月1日の後藤祐一議員の指摘事項について(いわゆる  
後方支援と、戦闘への巻き込まれ) 平成27年6月19日 内  
閣官房
- 文書141 平和安全法制の整備について 平成27年6月
- 文書142 後方支援にあたる海外派遣の3原則 他
- 文書143 H27.5.19 参・外交防衛委 荒木 清寛 君 参考人  
(前田審)問5
- 文書144 H27.5.19 参・外交防衛委 荒木 清寛 君 参考人  
(前田審)問6
- 文書145 H27.5.19 参・外交防衛委 荒木 清寛 君 参考人  
(土本審)問8
- 文書146 H27.5.19 参・外交防衛委 荒木 清寛 君 参考人  
問9
- 文書147 H27.5.19 衆・外務委 青柳 陽一郎 君 外相 問4
- 文書148 H27.5.22 衆・外務委 玉城 デニ一 君 外相 城内  
副大臣 政府参考人 問3
- 文書149 H27.5.26 衆・本 稲田 朋美 君 総理 問8
- 文書150 H27.5.26 衆・本 稲田 朋美 君 総理 問12
- 文書151 H27.5.26 衆・本 枝野 幸男 君 大臣 想定問5
- 文書152 H27.5.26 衆・本 佐藤 茂樹 君 総理 問5
- 文書153 H27.5.26 衆・本 佐藤 茂樹 君 総理 問6
- 文書154 H27.5.26 衆・本 佐藤 茂樹 君 総理 問7
- 文書155 H27.5.26 衆・本 志位 和夫 君 総理 問1・2
- 文書156 H27.5.26 衆・本 志位 和夫 君 総理 問3
- 文書157 H27.5.26 衆・本 志位 和夫 君 総理 問4

文書158	H27.5.26	衆・平和安全特委	岡田 克也 君	總理
問4				
文書159	H27.5.26	衆・平和安全特委	岡田 克也 君	總理
問5				
文書160	H27.5.27	衆・平和安全特委	岡田 克也 君	大臣
問6				
文書161	H27.5.27	衆・平和安全特委	長妻 昭 君	總理 問
3				
文書162	H27.5.27	衆・平和安全特委	長妻 昭 君	大臣 問
3				
文書163	H27.5.27	衆・平和安全特委	志位 和夫 君	總理
想定問1				
文書164	H27.5.27	衆・平和安全特委	志位 和夫 君	大臣
想定問2				
文書165	H27.5.27	衆・平和安全特委	志位 和夫 君	總理
想定問2				
文書166	H27.5.27	衆・平和安全特委	志位 和夫 君	大臣
想定問4				
文書167	H27.5.28	衆・平和安全特委	北側 一雄 君	總理
問5				
文書168	H27.5.28	衆・平和安全特委	北側 一雄 君	大臣
問5				
文書169	H27.5.28	衆・平和安全特委	北側 一雄 君	總理
問6				
文書170	H27.5.28	衆・平和安全特委	北側 一雄 君	大臣
問6				
文書171	H27.5.28	衆・平和安全特委	北側 一雄 君	總理
問7				
文書172	H27.5.28	衆・平和安全特委	北側 一雄 君	大臣
問7				
文書173	H27.5.28	衆・平和安全特委	後藤 祐一 君	總理
想定問3				
文書174	H27.5.28	衆・平和安全特委	後藤 祐一 君	大臣
想定問3				
文書175	H27.5.28	衆・平和安全特委	後藤 祐一 君	總理
想定問4				
文書176	H27.5.28	衆・平和安全特委	後藤 祐一 君	大臣
想定問4				



文書177 H27.5.28 衆・平和安全特委 辻元 清美 君 総理  
 想定問4  
 文書178 H27.5.28 衆・平和安全特委 辻元 清美 君 大臣  
 想定問4  
 文書179 H27.5.28 衆・平和安全特委 緒方 林太郎 君 総理  
 想定問4  
 文書180 H27.5.28 衆・平和安全特委 緒方 林太郎 君 大臣  
 想定問4  
 文書181 H27.5.28 衆・平和安全特委 江田 憲司 君 総理  
 問5  
 文書182 H27.5.28 衆・平和安全特委 江田 憲司 君 大臣  
 問4  
 文書183 H27.5.28 衆・平和安全特委 小沢 鋭仁 君 総理  
 想定問4  
 文書184 H27.5.28 衆・平和安全特委 小沢 鋭仁 君 大臣  
 想定問4  
 文書185 H27.5.29 衆・平和安全特委 江渡 聡徳 君 大臣  
 問4  
 文書186 H27.5.29 衆・平和安全特委 共通想定 大臣 問20  
 文書187 H27.5.29 衆・平和安全特委 共通想定 大臣 問21  
 文書188 H27.5.29 衆・平和安全特委 木内 孝胤 君 大臣  
 問3  
 文書189 H27.5.29 衆・平和安全特委 木内 孝胤 君 大臣  
 問10  
 文書190 H27.5.29 衆・平和安全特委 木内 孝胤 君 大臣  
 問11  
 文書191 H27.6.1 衆・平和安全特委 岩屋 毅 君 総理 問1  
 文書192 H27.6.1 衆・平和安全特委 岩屋 毅 君 大臣 問1  
 文書193 H27.6.1 衆・平和安全特委 岩屋 毅 君 大臣 問3  
 文書194 H27.6.1 衆・平和安全特委 後藤 祐一 君 総理 想  
 定問4  
 文書195 H27.6.1 衆・平和安全特委 後藤 祐一 君 大臣 想  
 定問4  
 文書196 H27.6.1 衆・平和安全特委 寺田 学 君 総理 想定  
 問5  
 文書197 H27.6.1 衆・平和安全特委 寺田 学 君 大臣 想定  
 問5  
 文書198 H27.6.1 衆・平和安全特委 細野 豪志 君 総理 想

定問 1  
 文書 199 H 27. 6. 1 衆・平和安全特委 細野 豪志 君 大臣 想  
 定問 1  
 文書 200 H 27. 6. 1 衆・平和安全特委 細野 豪志 君 総理 想  
 定問 2  
 文書 201 H 27. 6. 1 衆・平和安全特委 細野 豪志 君 大臣 想  
 定問 5  
 文書 202 H 27. 6. 1 衆・平和安全特委 細野 豪志 君 総理 想  
 定問 3  
 文書 203 H 27. 6. 1 衆・平和安全特委 細野 豪志 君 大臣 想  
 定問 6  
 文書 204 H 27. 6. 1 衆・平和安全特委 細野 豪志 君 大臣 想  
 定問 2  
 文書 205 H 27. 6. 1 衆・平和安全特委 細野 豪志 君 大臣 想  
 定問 4  
 文書 206 H 27. 6. 1 衆・平和安全特委 今井 雅人 君 総理 想  
 定問 2  
 文書 207 H 27. 6. 1 衆・平和安全特委 今井 雅人 君 大臣 想  
 定問 2  
 文書 208 H 27. 6. 1 衆・平和安全特委 丸山 穂高 君 総理 問  
 4  
 文書 209 H 27. 6. 1 衆・平和安全特委 丸山 穂高 君 大臣 問  
 4  
 文書 210 H 27. 6. 1 衆・平和安全特委 丸山 穂高 君 総理 問  
 5  
 文書 211 H 27. 6. 1 衆・平和安全特委 丸山 穂高 君 大臣 問  
 5  
 文書 212 H 27. 6. 1 衆・平和安全特委 丸山 穂高 君 総理 問  
 6  
 文書 213 H 27. 6. 1 衆・平和安全特委 丸山 穂高 君 大臣 問  
 6  
 文書 214 H 27. 6. 2 参・外交防衛委 佐藤 正久 君 大臣 問 2  
 (2)  
 文書 215 H 27. 6. 4 参・外交防衛委 大野 元裕 君 大臣 問 3  
 文書 216 H 27. 6. 4 参・外交防衛委 小野 次郎 君 大臣 問 2  
 文書 217 H 27. 6. 5 衆・平和安全特委 共通想定 大臣 想定問 2  
 文書 218 H 27. 6. 5 衆・平和安全特委 共通想定 大臣 想定問 2

0

文書 2 1 9 H 2 7 . 6 . 5 衆・平和安全特委 共通想定 大臣 想定問 2  
 2  
 文書 2 2 0 H 2 7 . 6 . 5 衆・平和安全特委 赤嶺 政賢 君 大臣 問  
 1 ( 1 )  
 文書 2 2 1 H 2 7 . 6 . 5 衆・平和安全特委 赤嶺 政賢 君 大臣 問  
 1 ( 2 )  
 文書 2 2 2 H 2 7 . 6 . 5 衆・平和安全特委 赤嶺 政賢 君 大臣 問  
 1 ( 3 )  
 文書 2 2 3 H 2 7 . 6 . 5 衆・平和安全特委 赤嶺 政賢 君 大臣 問  
 1 ( 7 )  
 文書 2 2 4 H 2 7 . 6 . 5 衆・平和安全特委 赤嶺 政賢 君 大臣 問  
 1 ( 8 )  
 文書 2 2 5 H 2 7 . 6 . 5 衆・平和安全特委 赤嶺 政賢 君 大臣 問  
 2 ( 3 )  
 文書 2 2 6 H 2 7 . 6 . 8 衆・決算行政監視委 原口 一博 君 大臣  
 追加問 4  
 文書 2 2 7 H 2 7 . 6 . 9 参・外交防衛委 小野 次郎 君 大臣 問 2  
 文書 2 2 8 H 2 7 . 6 . 1 0 衆・平和安全特委 伊佐 進一 君 副大臣  
 問 1  
 文書 2 2 9 H 2 7 . 6 . 1 0 衆・平和安全特委 伊佐 進一 君 副大臣  
 問 2  
 文書 2 3 0 H 2 7 . 6 . 1 0 衆・平和安全特委 伊佐 進一 君 副大臣  
 問 3  
 文書 2 3 1 H 2 7 . 6 . 1 0 衆・平和安全特委 共通想定 大臣 想定問  
 2  
 文書 2 3 2 H 2 7 . 6 . 1 0 衆・平和安全特委 共通想定 大臣 想定問  
 2 1  
 文書 2 3 3 H 2 7 . 6 . 1 0 衆・平和安全特委 高井 崇志 君 大臣  
 問 2  
 文書 2 3 4 H 2 7 . 6 . 1 0 衆・平和安全特委 宮本 徹 君 大臣 問  
 4  
 文書 2 3 5 H 2 7 . 6 . 1 2 衆・平和安全特委 若宮 健嗣 君 大臣  
 問 2  
 文書 2 3 6 H 2 7 . 6 . 1 2 衆・平和安全特委 共通想定 大臣 想定問  
 2  
 文書 2 3 7 H 2 7 . 6 . 1 2 衆・平和安全特委 共通想定 大臣 想定問  
 1 3  
 文書 2 3 8 H 2 7 . 6 . 1 5 衆・平和安全特委 共通想定 大臣 想定問

2 1	文書 2 3 9	H 2 7 . 6 . 1 5	衆・平和安全特委	共通想定	大臣	想定問
2 3	文書 2 4 0	H 2 7 . 6 . 1 5	衆・平和安全特委	今井 雅人 君	大臣	
問 1	文書 2 4 1	H 2 7 . 6 . 1 5	衆・平和安全特委	丸山 穂高 君	大臣	
問 ( 1 )	文書 2 4 2	H 2 7 . 6 . 1 5	衆・平和安全特委	丸山 穂高 君	大臣	
問 ( 2 )	文書 2 4 3	H 2 7 . 6 . 1 5	衆・平和安全特委	丸山 穂高 君	大臣	
問 ( 5 )	文書 2 4 4	H 2 7 . 6 . 1 5	衆・平和安全特委	丸山 穂高 君	大臣	
問 ( 6 )	文書 2 4 5	H 2 7 . 6 . 1 5	衆・平和安全特委	丸山 穂高 君	大臣	
問 ( 7 )	文書 2 4 6	H 2 7 . 6 . 1 5	衆・平和安全特委	丸山 穂高 君	大臣	
問 ( 8 )	文書 2 4 7	H 2 7 . 6 . 1 6	参・国交委	吉田 忠智 君	政府参考人	問
問	文書 2 4 8	H 2 7 . 6 . 1 7	衆・平和安全特委	共通想定	大臣	想定問
2 8	文書 2 4 9	H 2 7 . 6 . 1 7	衆・平和安全特委	共通想定	大臣	想定問
3 0	文書 2 5 0	H 2 7 . 6 . 1 7	衆・平和安全特委	共通想定	大臣	想定問
3 3	文書 2 5 1	H 2 7 . 6 . 1 7	衆・平和安全特委	共通想定	大臣	想定問
3 5	文書 2 5 2	H 2 7 . 6 . 1 7	衆・平和安全特委	木原 誠二 君	大臣	
問 2 ( 1 )	文書 2 5 3	H 2 7 . 6 . 1 7	衆・平和安全特委	木原 誠二 君	大臣	
問 2 ( 2 )	文書 2 5 4	H 2 7 . 6 . 1 7	衆・平和安全特委	木原 誠二 君	大臣	
問 2 ( 3 )	文書 2 5 5	H 2 7 . 6 . 1 7	衆・平和安全特委	木原 誠二 君	大臣	
問 2 ( 4 )	文書 2 5 6	H 2 7 . 6 . 1 7	衆・平和安全特委	中谷 真一 君	大臣	
問 4	文書 2 5 7	H 2 7 . 6 . 1 7	衆・平和安全特委	塩川 鉄也 君	大臣	

問1  
 文書258 H27.6.17 衆・平和安全特委 塩川 鉄也 君 大臣  
 問2  
 文書259 H27.6.18 衆・予算委 今井 雅人 君 総理 問6  
 文書260 H27.6.18 衆・予算委 今井 雅人 君 政府参考人  
 問(1)  
 文書261 H27.6.18 衆・予算委 今井 雅人 君 政府参考人  
 問(2)  
 文書262 H27.6.18 衆・予算委 今井 雅人 君 政府参考人  
 問(3)  
 文書263 H27.6.18 衆・予算委 今井 雅人 君 政府参考人  
 問(4)  
 文書264 H27.6.18 衆・予算委 今井 雅人 君 政府参考人  
 問(5)  
 文書265 H27.6.19 衆・平和安全特委 共通想定 大臣 想定問  
 30  
 文書266 H27.6.19 衆・平和安全特委 共通想定 大臣 想定問  
 32  
 文書267 H27.6.19 衆・平和安全特委 共通想定 大臣 想定問  
 35  
 文書268 H27.6.19 衆・平和安全特委 共通想定 大臣 想定問  
 37  
 文書269 H27.6.19 衆・平和安全特委 鈴木 義弘 君 大臣  
 問1  
 文書270 H27.6.19 衆・平和安全特委 鈴木 義弘 君 大臣  
 問2  
 文書271 H27.6.26 衆・平和安全特委 上田 勇 君 大臣 問  
 4(1)  
 文書272 H27.6.26 衆・平和安全特委 上田 勇 君 大臣 問  
 4(2)  
 文書273 H27.6.26 衆・平和安全特委 塩川 鉄也 君 大臣  
 問1(1), (2)  
 文書274 H27.6.26 衆・平和安全特委 塩川 鉄也 君 大臣  
 問2  
 文書275 H27.6.29 衆・平和安全特委 小田原 潔 君 大臣  
 問1  
 文書276 H27.6.29 衆・平和安全特委 中谷 真一 君 大臣  
 問2

文書277 H27.6.29 衆・平和安全特委 中谷 真一 君 大臣  
 問3  
 文書278 H27.6.29 衆・平和安全特委 中谷 真一 君 大臣  
 問4  
 文書279 H27.6.29 衆・平和安全特委 小沢 鋭仁 君 大臣  
 想定問4  
 文書280 H27.6.29 衆・平和安全特委 小沢 鋭仁 君 大臣  
 想定問5  
 文書281 H27.6.29 衆・平和安全特委 小沢 鋭仁 君 外務大  
 臣 想定問2  
 文書282 H27.6.29 衆・平和安全特委 升田 世喜男 君 大臣  
 問2(1)  
 文書283 H27.6.29 衆・平和安全特委 升田 世喜男 君 大臣  
 問2(2)  
 文書284 H27.6.29 衆・平和安全特委 升田 世喜男 君 大臣  
 問2(3)  
 文書285 H27.6.29 衆・平和安全特委 升田 世喜男 君 大臣  
 問2(4)  
 文書286 H27.6.29 衆・平和安全特委 赤嶺 政賢 君 大臣  
 問4  
 文書287 H27.5.26 衆・本会議 枝野 幸男 君 大臣 想問3  
 文書288 H27.5.29 衆・平和安全特委 木内 孝胤 君 大臣  
 問9  
 文書289 H27.5.29 衆・平和安全特委 木内 孝胤 君 大臣  
 問12  
 文書290 H27.5.29 衆・平和安全特委 赤嶺 政賢 君 大臣  
 問1(1)  
 文書291 H27.5.29 衆・平和安全特委 赤嶺 政賢 君 外相  
 問3  
 文書292 H27.6.1 衆・平和安全特委 前原 誠司 君 総理 想  
 問3  
 文書293 H27.6.1 衆・平和安全特委 今井 雅人 君 大臣 想  
 問2  
 文書294 H27.6.2 参・外交防衛委 福山 哲郎 君 大臣 問1  
 (5)  
 文書295 H27.6.5 衆・平和安全特委 赤嶺 政賢 君 政府参考  
 人 問2(1)  
 文書296 H27.6.10 衆・平和安全特委 緒方 林太郎 君 外相

想 1  
 文書 297 H 27. 6. 10 衆・平和安全特委 民主党共通想定 大臣  
 想 2 2  
 文書 298 H 27. 6. 15 衆・平和安全特委 緒方 林太郎 君 外相  
 想問 1  
 文書 299 H 27. 6. 15 衆・平和安全特委 民主党共通想定 大臣  
 問 2 1  
 文書 300 H 27. 6. 15 衆・平和安全特委 イラク想定 君 外相  
 想 2  
 文書 301 H 27. 6. 15 衆・平和安全特委 コソボ想定 君 外相  
 想  
 文書 302 H 27. 6. 17 衆・平和安全特委 緒方 林太郎 君 外相  
 想 5  
 文書 303 H 27. 6. 17 衆・平和安全特委 共通想定 大臣 問 2 9  
 文書 304 H 27. 6. 18 衆・予算委 小野寺 五典 君 大臣 問 4  
 文書 305 H 27. 5. 27 衆・平和安全特委 志位 和夫 君 政府参  
 考人 問 1  
 文書 306 H 27. 5. 29 衆・平和安全特委 赤嶺 政賢 君 政府参  
 考人 問 1 (2)  
 文書 307 H 27. 6. 5 衆・平和安全特委 赤嶺 政賢 君 政府参  
 考人 問 2 (2)  
 文書 308 H 27. 6. 5 衆・平和安全特委 赤嶺 政賢 君 政府参  
 考人 問 2 (3)  
 文書 309 H 27. 6. 5 衆・平和安全特委 赤嶺 政賢 君 政府参  
 考人 問 2 (4)  
 文書 310 H 27. 6. 12 衆・平和安全特委 足立 康史 君 大臣  
 問 2  
 文書 311 H 27. 6. 15 衆・平和安全特委 丸山 穂高 君 大臣  
 問 (3)  
 文書 312 H 27. 6. 15 衆・平和安全特委 丸山 穂高 君 大臣  
 問 (4)

別紙 2

不開示とした部分	不開示とした理由
文書 149, 150, 152 ないし 154, 156, 158, 159, 161, 163, 165, 167, 169, 171, 173, 175, 177, 179, 181, 183, 191, 194, 196, 198, 200, 202, 206, 208, 210, 212, 259 及び 292 のそれぞれ一部	職員の電話番号に関する情報であり、公にすることにより、緊急用及び部内外との連絡用の連絡先が明らかとなり、いたずらや偽計等に使用されることにより、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部内外との連絡に支障を来すおそれがあることから、法5条6号に該当するため不開示とした。